様式-3

20〇〇年〇月〇日

首都高メンテナンス西東京株式会社

代表取締役社長　〇〇　〇〇　殿

郵便番号

住　　所

法 人 名

代表者名　　　　　　 　　　　　　　　　印

安全衛生管理に関する確約書

　貴社発注工事の施工にあたり、下記事項を実施するとともに、労務・安全衛生に関する法令をはじめとする関係法令並びに貴社との工事請負契約書、注文書及び貴社が定める諸規定を順守し、労働災害等の防止及び職業性疾病の予防をはかることを確約します。また、当社の協力会社に対してもこれらを実施させます。

記

１．雇用者に対して労働安全衛生法に基づく健康診断を定期的に実施します。また、新規雇用の際にも健康診断を実施します。

２．労働安全衛生法に基づき、安全衛生推進者、安全衛生責任者、作業主任者、作業指揮者等の責任者・担当者を選任し、安全作業に努めます。また、選任した者のリストを報告するとともに、変更があった場合は、速やかに変更届を提出します。

３．貴社発注工事の施工に先立ち、作業員全員に対する所定の入場教育を実施するとともに、施工途中で新規入場者が有った場合は、所定の新規入場教育を実施します。また、資格を要する業務を行う際には必ず有資格者を配置します。

４．作業員には作業に相応しい服装をさせ、保護帽・墜落制止用器具その他必要な保護具を正しく着用・使用させます。また、各種責任者・有資格者等が判るようにします。

５．年少者・女性雇用者には労働基準法に定められた基準に基づいて業務を実施させます。

６．65歳以上の作業員を入場させる場合、対象者全員の健康管理表を作成の上、本人の健康状態を十分に把握した上で作業に従事させます。

７．仮設足場等の現場内に設けられている手摺、開口部の蓋、ネット等の安全設備を無断で取外し、変更はしません。なお、貴社へ事前に届け出て承認を得た場合であっても必ず復旧します。

８．貴社が主催する労働災害防止協議会や安全工程打合せ等には職長以上の者を出席させ、決定事項、打合せ・指示事項の社内周知を実施させます。なお、職長以上の者の都合が付かない場合は、予め定めた代理者を必ず出席させます。

９．施工期間中、経営者層を含む安全担当部署による店社安全パトロールを定期的に行うとともに、作業開始前の危険予知活動(ＫＹ)にも高頻度で参加し、当社傘下作業員の安全衛生指導を実施します。また、それらの実施状況を３ヵ月毎に報告します。

10．労働安全衛生法に定めのある届け出、貴社発注工事の安全衛生管理上必要とする事項については、遅延なく報告します。

11．作業現場内は常に整理整頓に努め、作業終了時には後片付け・清掃を実施します。なお、現場内で異常があった場合は、直ちに担当事務所に報告します。

12．貴社から補修基地等倉庫の使用が認められた場合は、倉庫内及び周辺の整理整頓に努め、作業終了時には後片付け・清掃を実施します。なお、倉庫で異常があった場合は、直ちに担当事務所に報告します。

以　上